

小・中学校の転校手続きについて

●転入の場合（他市町村から金ケ崎町へ）

1	引越しが決まったら	引越しの予定が決まりましたら、早めに現在在籍している学校へ申し出て下さい。 (学校から交付される書類は、転校先の学校へ提出します。)
2	転校先の学校へ	あらかじめ住所が決まっている場合は、転校先の学校へ転校予定である旨を電話連絡して下さい。 (転校することで新たに必要となるものを確認して下さい。)
3	転入の届出	町内へ引越し後に、役場1階住民課で「転入」手続きを行って下さい。その後、引き続き2階の教育委員会で「転入」手続きを行います。
4	転校先の学校へ	転入先の学校へ電話連絡のうえ、手続きを行って下さい。 (前の学校から交付された書類を持参して下さい。)

●転出の場合（金ケ崎町からへ他市町村へ）

1	引越しが決まったら	引越しの予定が決まりましたら、早めに現在在籍している学校へ申し出て下さい。 (学校から交付される書類は、転校先の学校へ提出します。)
2	転校先の学校へ	住所が決まったら、転校先の学校へ転校予定である旨を連絡して下さい。
3	転出の届出	役場1階住民課で「転出」手続きを行って下さい。その後、引き続き2階の教育委員会で「転出」手続きを行います。
4	引越し先の市町村での手続き	3の手続きにより交付される「転出証明書」を転出先市町村役場(所)に提出し、併せて転校の手続きを行って下さい。 <詳しくは引越し先の市町村、市町村教育委員会へお問い合わせ下さい。>

●転居の場合（金ケ崎町内での転居）

1	引越しが決まったら	引越しの予定が決まりましたら、早めに現在在籍している学校へ申し出て下さい。(学校から交付される書類は、転校先の学校へ提出します。)
2	転校先の学校へ	あらかじめ住所が決まっている場合は、転校先の学校へ転校予定である旨を電話連絡して下さい。 (転校することで新たに必要となるものを確認して下さい。)
3	転居の届出	町内での転居後に、役場1階住民課で「転居」手続きを行って下さい。その後、引き続き2階の教育委員会で「転居」手続きを行います。
4	転校先の学校へ	転校先の学校へ電話連絡のうえ、手続きを行って下さい。 (前の学校から交付された書類を持参して下さい。)

●指定外就学の場合（指定学区以外の学校への就学）

本来、児童生徒は住所によって就学すべき学校が指定されていますが、特別な理由があり教育委員会が認めた場合は、指定外の学校へ就学することが出来ます。

【主な理由（例）】

1	身体の障がいや病弱のため、指定学校での就学が困難な場合
2	年度の途中で学区外に転居した場合（この場合は、当該年度のみ認められます）
3	特別な家庭の事情がある場合
4	その他、教育的な配慮が必要な場合

(注) 上記は一例であり、指定外就学を希望する場合は、教育委員会にご相談下さい。

◎金ヶ崎町内の小学校

	学校名	住所	電話番号 FAX 番号
1	金ヶ崎小学校	〒029-4503 金ヶ崎町西根大谷 120 番地	0197-44-6055 0197-44-5177
2	第一小学校	〒029-4503 金ヶ崎町西根二ツ堤 45 番地 24	0197-43-2322 (FAX 兼)
3	永岡小学校	〒029-4504 金ヶ崎町永沢堀切後下 5 番地	0197-44-3241 (FAX 兼)
4	三ヶ尻小学校	〒029-4502 金ヶ崎町三ヶ尻十三本塚 16 番地 2	0197-42-2226 (FAX 兼)
5	西小学校	〒029-4503 金ヶ崎町西根高谷野原 23 番地	0197-44-2704 (FAX 兼)

◎金ヶ崎町内の中学校

	学校名	住所	電話番号 FAX 番号
1	金ヶ崎中学校	〒029-4503 金ヶ崎町西根菖蒲沢 27 番地 1	0197-44-2020 0197-44-2115